

## 会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和4年3月2日(水)

開会 午前 9時00分

閉会 午後 1時21分

出席者 委 員 副委員長 浅野 貴之

小平 啓佑 川上 均 古沢 ちい子

内海 まさかず 千葉 正弘

傍聴者 森戸 雅孝 大谷 好一 坂東 一敏

小久保 かおる 針谷 育造 入野 登志子

白石 幹男 福富 善明 広瀬 義明

針谷 正夫 梅澤 米満 福田 裕司

---

事務局職員 事務局長 神永 和俊 議事課長 江面 健太郎

主 査 岩川 成生 主 査 大川 優斗

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	瀬下昌宏
保健福祉部長	高橋礼子
子ども未来部長	石川いづみ
市民生活課長	毛塚加奈子
保険年金課長	島田林治
環境課長	福田欽也
環境課斎場整備室長	安塚欣也
人権・男女共同参画課長	高久一典
保健福祉部副部長兼 福祉総務課長	首長正博
障がい福祉課長	廣田智之
高齢介護課長	寺内均
地域包括ケア推進課長	茅原洋一
健康増進課長	石川交子
健康増進課主幹	白石孝江
健康増進課新型コロナウイルス 感染症対策室長	小島清
子育て支援課長	神長利之
子育て支援課主幹	松本佳久
保育課長	渡辺健一

令和4年第2回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和4年3月2日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第26号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第27号 栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第28号 栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第29号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第38号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 6 議案第12号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第9号）（所管関係部分）
- 日程第 7 議案第13号 令和3年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第14号 令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第15号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第16号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第11 陳情第 1号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを市民及び、職場、学校への周知徹底の陳情
- 日程第12 陳情第 2号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底と被害者相談窓口の設置に関する陳情

---

◎開会及び開議の宣告

○副委員長（浅野貴之君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○副委員長（浅野貴之君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○副委員長（浅野貴之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（浅野貴之君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第26号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第26号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は19ページから23ページ、議案説明書は39ページから61ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の39ページをお開きください。提案理由であります。地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、並びに国民健康保険税の税率及び課税限度額の見直しを行うに当たりまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。1、課税限度額を改めること。2、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改めること。3、世帯別平等割額及び引用条項を改めること。4、字句の整理を行うこと。5、低所得者世帯に係る国民健康保険税の額の算定に際し減額する額を改め、未就学児に係る減額する額を加え、引用条項を改めることであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、40、41ページをお開きください。改正箇所は、太字、アンダーラインの引かれた箇所になります。

初めに、第3条及び第25条中の「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、第5条及び第23条中の「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の均等割額」に、第5条の2及び第23条中、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改めるものでありますが、以後同説明については省略させていただきます。

次に、第2条は課税限度額を改める規定ですが、第2項中の医療分課税限度額を63万円に、第4項中の介護分課税限度額を17万円に改めるものであります。

次の第3条、第5条、第5条の2は医療分の税率等を定める規定となりますが、第3条第1項中の所得割の率を100分の6.6に、第5条第1項中の被保険者均等割額を2万5,100円に改めるものです。

第5条の2、次の42、43ページをお開きください。第1号中の「第23条」を「第23条第1項」に、世帯別平等割額を1万8,600円に改め、第2号の特定世帯を9,300円に、第3号の特定継続世帯を1万3,950円に改めるものです。

次の第6条は、後期高齢者支援金等の規定ですが、「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削除し、字句の整理を行うものです。

次に、第8条、第9条の2、第9条の3は介護納付金の税率等を定める規定ですが、第8条中の所得割の率を100分の2.1に、9条の2中の所得被保険者均等割額を1万1,200円に、第9条の3中の世帯別平等割額を6,200円に改めるものです。

次の第13条は、同条をその減額後に改め、字句の整理を行うものです。

次に、第23条は国民健康保険税の減額についての規定になります。

次の44、45ページをお開きください。第23条中、医療分の限度額を63万円に、介護分の限度額を17万円に改めるものです。

次に、1号中、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、アの均等割額を1万7,570円に、イの世帯別平等割額中、(ア)を1万3,020円に、(イ)の特定世帯を6,510円に、(ウ)の特定継続世帯を9,765円に改めるものです。

次の46、47ページ、オの介護納付金被保険者均等割を7,840円に、カの介護納付金世帯別平等割額を4,340円に改めるものです。

次の第2号中、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、アの均等割額を1万2,550円に、イの世帯別平等割額中、(ア)を9,300円に、(イ)の特定世帯を4,650円に、(ウ)の特定継続世帯を6,975円に改めるものです。オの介護納付金、被保険者均等割額を5,600円に、カの介護納付金世帯別平等

割を3,100円に改めるものです。

次の第3号中、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、アの均等割額を5,020円に、イの世帯別均等割額中、次の48、49ページになりますが、(ア)を3,720円に、(イ)の特定世帯を1,860円に、(ウ)の特定継続世帯を2,790円に改めるものです。オの介護納付金被保険者均等割額を2,240円に、カの介護納付金世帯別平等割を1,240円に改めるものです。

次は、第23条に未就学児に係る減額について1項を加え、第2項とするものです。第2項、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課す被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者の均等割額から、次の各号に挙げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額していた額とする。

第1号、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、次に挙げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額。ア、前項第1号アに規定する金額を減額した世帯3,765円。イ、前項第2号アに規定する金額を減額した世帯6,275円。ウ、前項第3号アに規定する金額を減額した世帯1万40円。エ、アからウまでに挙げる世帯以外の世帯1万2,550円。

第2号、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、次に挙げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額。ア、前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯1,530円。イ、前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯2,550円。ウ、前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯4,080円。エ、アからウまでに挙げる世帯以外の世帯5,100円を加えるものです。

次の第23条の2中、次の50、51ページになりますが、「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、その下の最後のところ、「同じ。）」の次に「及び」を加え、字句の整理を行うものです。

次の附則については、第18項中「第23条」を「第23条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に引用条項を改めるものです。

また、第19項及び次の52ページから59ページの第20項及び22項から29項中までの規定中、「第23条」について「第23条第1項」に改めるものです。

続きまして、議案書により説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の19ページをお開きください。議案書19ページが制定文、20ページから23ページが改正文になります。

改正内容につきましては、先ほど議案説明書にてご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

22ページ下段から23ページの附則についてであります。この条例は公布の日から施行する。た

だし、第2条第2項及び第4項、第3条、第5条、第5条の2、第8条、第9条の2、第9条の3、第13条第1項、第23条並びに第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第18項から第20項まで及び第22項から第29項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行するというものであります。

また、この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（浅野貴之君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） ここに条例を提出するまでに経なければいけない手続というものがあると思いますが、それはどのような手続で、ちゃんとそれは手続を経られて提出されているのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） まず、市長のほうに税率改正についての今回の改正の場合につきましては、令和3年度に令和4年度からの税率改正を行うことということで、市長の諮問機関である国保運営協議会のほうで検討するということが従前からありまして、そのことについて市長にどうでしょうかということでお伺いを立てまして、改正のほうの手続を進めてくださいということで、市長のほうから改めて国保運営協議会のほうに税率改正についての諮問をしたというようなことであります。その諮問に基づきまして、国保運営協議会のほうで税率等についての審議を行いまして、その中で答申が出まして、その答申に基づきまして所内の所定の手続であります庁議と、あとは議会の説明等もありますので、議員研究会等を経まして、今回条例を上げさせていただいたというようなことでございます。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 運営協議会に答申をされたということですが、その答申というものはどのような内容のものがあったのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 令和3年12月24日付で国保運営協議会から答申ということで市長宛て答申しておりまして、結論といたしましては、国民健康保険税率の見直しということで税率について所得割の中で、税率については、所得割の医療分については6.6%、後期支援分については

2.6%、介護納付金については2.1%ということで、全体で11.3%とするということで、均等割につきましても医療分については2万5,100円、後期支援分については1万200円、介護納付金については1万1,200円、合計で4万6,500円。平等割については医療分で1万8,600円、後期高齢者支援分で7,500円、介護納付金分で6,200円の合計で3万2,300円ということでありまして、次が課税限度額の引上げについてということで、課税限度額についても医療給付費分については63万円に、後期高齢者支援分については19万円、介護納付金については17万円ということで、合計99万円にするというようなことであります。

あと、附帯意見としまして、2年後、令和5年度に検証を行うこと。あと国保財政の健全化及び負担の公平を図るために保険税の収納率の向上に努めること。被保険者の健康維持、増進と医療の抑制を図るため、データヘルス計画に基づく生活習慣病の重症化予防をはじめとする保健事業の推進に努めること。法改正による未就学児に係る均等割減額措置が実施される見通しだけれども、対象年齢の拡大に向けて国へ要望に努めること。また、今後本市における対応についても検討に努めることというような内容で答申をしております。

以上です。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 40、41ページの特定期世帯は申請の必要がないというふうになっているのですが、内縁関係の世帯みたいなのは対応できているのかどうかというのは分かりますでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） すみません。ちょっと今は回答できないものですから、後ほどでよろしいでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 後日改めてお願いいたします。

川上委員、よろしいですか。

○委員（川上 均君） では、後でよろしく申し上げます。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。



ただいまから議案第26号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（浅野貴之君） 次に、日程第2、議案第27号 栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第27号 栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は24、25ページ、議案説明書は63ページから65ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の63ページをお開きください。提案理由であります、精神障がいの障がい者等級1級と認定された者を助成対象に加えるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります、重度心身障がい者に精神障がいの障がい等級1級と認定されたものを加えることあります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、64、65ページを御覧ください。栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例第2条は、重度心身障がいの定義について規定しておりますが、第1項第2号中の精神保健福祉センターの次に（以下「精神保健福祉センター」という。）を、また以下の次にこれらを加え、同項に第4号として精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級と認定された者であることを加えるというものです。

続きまして、議案書により説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の24ページをお開きください。議案書24ページが制定文、25ページが改正文になります。改正内容につきましては、先ほど議案説明書によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

25ページ中段以下の附則についてであります、本条例は令和4年4月1日から施行するというものであります。

また、改正後の栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（浅野貴之君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例に適合するであろう対象者の人数は、どのぐらいを見積もっているのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 令和3年12月末現在で244人です。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは、来年度からなるのですけれども、来年度予算にはこの数字というものは反映されているのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 来年度の当初予算に5,100万円ほど上積みした形で計上しております。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 同じなのですけれども、これで何割ぐらい予算的とか人数的に増えるというのわかりますでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） すみません。人数的には先ほど内海委員からお話があったとおり対象者が244人ということで、その分の負担として増えるであろう予算額については、先ほどご説明しましたように5,100万円程度増えるだろうということで見込んでおります。

○副委員長（浅野貴之君） 川上委員。

○委員（川上 均君） では、参考までに増える前の予算規模というのはお幾らとかというのはわかりますか。

○副委員長（浅野貴之君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 令和2年度末ですと、金額的には3億2,700万円程度の助成をしております。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第27号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎発言の申出

○副委員長（浅野貴之君） 発言の申出がありましたので、許します。

島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 先ほど川上委員のほうからお話がありました特定保険世帯につきましては、社会保険に加入していたときに被保険者と認められていて、住民票が一緒であれば内縁でも対象となるということでございます。

○副委員長（浅野貴之君） では、どうぞ、川上委員。

○委員（川上 均君） そうしますと、住民票が一緒というのは何か手続上、住民票を一緒にする手続みたいなのが必要なのですか。

○副委員長（浅野貴之君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 大変申し訳ない。普通にその世帯にどういう形であっても転居とか、転入とかあると思うのですけれども、市民生活課のほうで手続して、その世帯に入れば同一世帯ということになりますので、そういったことでございます。

○副委員長（浅野貴之君） ご了解願います。

それでは、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（浅野貴之君） 次に、日程第3、議案第28号 栃木市学童保育施設条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

松本子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第28号 栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては26ページ、議案説明書につきましては67ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の67ページをお開き願います。提案理由であります。今年度栃木第四小学校敷地内において学童保育施設の整備を進めておりましたが、完成見込みとなったことから所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市学童保育施設条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要についてであります。68ページから69ページの条例改正新旧対照表をお開きください。第2条の改正でありまして、表中、栃木市しろのうち学童保育を加えるものであります。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の26ページをお開きください。栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定文であります。

27ページをお開きください。一部改正の条文でありまして、改正の内容につきましては、先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則についてであります。本条例の施行日は令和4年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○副委員長（浅野貴之君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この学童を整備する必要性、これはどういったところだったのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 松本主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） こちらの学童保育につきましては、小学校の1教室をちょっと借りているものとそこで入り切らなくなってしまったものですから、その隣の図工室を借りていまして、昼間図工の授業をやっているところを午後から借りていたというような状況でございます。その部屋につきましては、図工の機械といいますか、備品等がありますので、やはり運営上ちょっと不便を来していたというような状況なものですから、新たな学童保育施設を敷地内に整備しまし

て、そちらに移転するというような状況でございました。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 利用者の数というのはどういったものでしょうか。

それと、今後の予想というのはどういう感じなのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 松本主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） 令和3年度の利用者につきましては、52名ほどでございました。

利用者につきましては、横ばいか微増という状況でございますけれども、今回整備した新しい建物につきましては84名が利用できるような施設でございますので、それに充足できるのかなというふうに考えております。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） この条例で、今までの学童があったところは名称はなかったのか、まずそこをお伺いいたします。

○副委員長（浅野貴之君） 松本主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） 今までは、学校の中を借りていたものですから、専用施設というわけではないものですから、専用施設としての名称はなかったということです。学童保育の事業というのは名称はございましたけれども、専用施設の名称はなかったということでございます。

○副委員長（浅野貴之君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） そうしましたら、今回新しく新設するということに伴って、しろのうちというこの名前をつけて、条例もそこに入れていく、つけるという、そういう解釈でよろしいのですか。

○副委員長（浅野貴之君） 松本主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） 学童保育につきましては、しろのうち学童保育というクラスといますか、それはございまして、今回はしろのうち学童保育という建物を設置しまして、それを施設条例の中に加えていくという状況でございます。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 度々学童保育のことでお願いしているのですが、学校の中で図工室とほかの教室を使っていたということなのですか、ほかの施設でも同じ話をしたのですけれども、学校の中でほかの可能性のある借りられる部屋というのは本当に全くなかったのかどうか。いろいろ交渉をしていった、あるいは学校自体が生徒さん、児童さんが増えている状況なら難しいというのもあったかもしれないのだけれども、これからあまり増えていく、場所によるのです。だから、場所の学校にもよりますけれども、そういった交渉というのはあったのかなかったのか、可能

性があったかないかをお知らせください。

○副委員長（浅野貴之君） 松本主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） これは、何度かお話ししていることなのですが、やはりまずは学校の余裕教室ですか、そういうのをお借りできれば一番いいのかなということでは、学校側と話はしております。でも、やはり今課題を抱えている生徒とかの相談室とか、そういうのも必要だという状況の中で、具体的に本当に空いている教室ってなかなかないような状況です。今回は図工室が借りられていたという状況なのですけれども、ほかの施設につきましてもやはりそういう交渉は、今度とも粘り強くしていかななくてはいけないかなというふうに認識はしております。

○副委員長（浅野貴之君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 仲が悪いわけではないと信じたいのですけれども、同じ栃木市の中のことでもありますし、教育委員会と違う部署ということはあるかもしれませんが、やっぱり市内の子供たちのことなので、何かそういったいい話合いができるような雰囲気在今后ともつくっていただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第28号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

---

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（浅野貴之君） 次に、日程第4、議案第29号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） ただいまご上程をいただきました議案第29号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。

議案書は28ページから34ページ、議案説明書は71から87ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、71ページをお開きください。議案第29号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります。国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、電磁的記録の利用に係る包括的な基準が追加されることとなったところであります。これに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要につきまして、条例改正新旧対照表で説明させていただきますので、72、73ページをお開きください。まず、目次に第3章、雑則（第62条）を加えるものであります。

次に、第5条につきましては、特定教育・保育施設において重要事項の説明、利用申込者の同意の必要を定めた条文であります。施設は利用申込者の承諾を得て、重要事項を記した文書を電磁的方法による文書の提供が可能である旨の規定を別条文で改めて規定し直すため、第2項から第6項を削除するものであります。

74、75ページをお開きください。第14条、第35条及び第36条につきましては、字句の整理を行うものであります。

76、77ページをお開きください。第38条につきましては、特定地域型保育事業者において重要事項の説明、利用申込者の同意の必要を定めた条文であります。第5条第2項から第6項は削除したため、本条第2項を削るものであります。

次に、第50条、第51条、第52条、第56条、第58条及び第60条につきましては、字句の整理を行うものであります。

82、83ページをお開きください。第62条につきましては、特定教育・保育施設等における電磁的記録等に関する条文を新たに規定するものであり、第1項では新たに特定教育・保育施設等の事業

者の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における書面等の作成、保存等について、書面等に代えて電磁的記録、いわゆるデジタル方式での記録による対応も可能である旨を規定するものであります。

84、85ページをお開きください。第2項から第5項につきましては、事業者等による利用者への電磁的方法による書面等の提供が可能である旨を規定した、現行の第5条第2項から第6項を同様の方法で規定し直したものであります。

86、87ページをお開きください。第6項につきましては、利用者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者への同意の取得についても電磁的方法によることができる旨の読替規定であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、28ページをお開きください。栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定文であります。

29ページをお開きください。一部改正の条文でありまして、改正の内容につきましては先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

34ページをお開きください。附則についてでございますが、本条例は公布の日から施行とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（浅野貴之君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 電磁的記録ということなのですが、どこのそういう保育施設でもパソコンとか、そういうのは普及していて、実質的にはもうそういう電磁的記録というのがやられているというふうに思うのですが、それを条例的に保証するみたいな考えでよろしいのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

今回の改正は、国の基準が改正されましたので、改めてそれを踏まえまして条例を改正しまして、電磁的記録について担保すると、しっかり条例で規定するというふうなものでございます。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 今のところなのですが、これまでも見直しがされてきている電磁的記録のことについては、これまでと変わるところって何かあるのでしょうか。



○副委員長（浅野貴之君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 今回の条例改正の目的等は2つの柱になるわけなのですが、まず1つ目といたしましては、保育所等の事業者における書面等の作成や保存等につきまして電磁的記録による対応も可能とする旨を規定することによりまして、事業者の業務負担軽減を図ることができると、これが1つ目でございます。

それで、もう一つ目は事業者等による利用者への電磁的方法による書面等の提供が可能である旨を規定し直すとともに、利用者への同意の取得についても電磁的方法によることができる旨を規定することで、利用者の利便性の向上ですとか、あるいは事業者等の業務負担軽減を図ることができると、この大きく2点が今回の条例改正の目的や効果というところでございます。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） その内容なのですから、5条の2が雑則に移ったというだけではなく、それ以上のこともあるのですか。

○副委員長（浅野貴之君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 今回幾つかの字句の整理ということで条文の改正等がございましたが、これは国から既に出されておりました基準について改正が必要だということで、今回併せて条例改正の中で対応させていただいたところでございます。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 現行の中で、5条の2で電磁的記録のことが書かれているのですけれども、今回はそれを雑則に持っていったというのではなく、何か新しく付加されたものが雑則に規定されるということなのではないでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 今回の改正は、あくまでもデジタル方式での記録を明文化することによりまして、先ほども申し上げましたけれども、事業者の業務負担軽減を図ったりとか、保育園等の利用者の利便性向上に資するものというふうな内容でございます。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 去年の9月議会だったかな、この手のがたくさん出てきたのですけれども、そのときにこの条例は改正されていなかったか。

○副委員長（浅野貴之君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 9月の際の資料は手元にないので、お答えはちょっとできないのですが。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第29号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

---

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（浅野貴之君） 次に、日程第5、議案第38号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第38号 財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。議案書は52ページ、議案説明書は142、143ページになります。

初めに、議案説明書から説明を申し上げますので、議案説明書の142ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、とちぎメディカルセンター敷地として、一般財団法人とちぎメディカルセンターに土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、143ページを御覧ください。無償貸付けをする土地の明細でございますが、栃木市境町5番2の一部と5番3の一部で、地目はいずれも宅地、面積は4,150.59平方メートルでございます。

次に、下の位置図を御覧いただきたいと思ひます。総合保健医療支援センターの南側の部分、斜線でお示ししているところでございますが、こちらが市有地となっております、この部分が無償で貸し付ける土地でございます。

続きまして、議案書により説明をさせていただきますので、議案書の52ページをお開き願ひたい

と思います。1の財産の表示につきましては、ただいま議案説明書で説明をさせていただいたとおりでございます。

2の無償で貸し付ける期間につきましては、平成31年3月議会におきまして本年3月まで無償貸付けをするということで議会の議決をいただいておりますが、これを3年間延長いたしまして、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとしたいというものでございます。

3の無償貸付けの相手方につきましては、栃木市境町27番21号、一般財団法人とちぎメディカルセンター代表理事理事長福田健でございます。

4の無償貸付けの条件につきましては、無償で貸し付ける土地はとちぎメディカルセンター敷地として使用するものとし、他の目的に供してはならないというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（浅野貴之君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 無償貸付けする理由というものは何でしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 昨年、令和3年9月付で一般財団法人とちぎメディカルセンターから無償貸付けについての要望書が提出されたところでございます。市としましては、こちらのとちぎメディカルセンターに対しまして、病院統合の再編を市が支援を行っていたところから、地域医療を守るということで、地域の中核医療的病院でありますので、経営等の支援をしたいということで考えております。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） メディカルセンターとしての経営というものはいい状況なのでしょう、悪い状況なのでしょう。

○副委員長（浅野貴之君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 令和に入りまして、コロナの感染が広がりました。その前まで、平成28年から新しい新病院として開設しましたしもつがにつきましては、開院当初は赤字でありましたが、その後患者等も増えまして、徐々に経営としてはよくなってきたところでございます。平成30年度に黒字化を果たしました。その後コロナの感染が広がって、現在はとても経営状況としては厳しい状況となっております。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 経営を支援するために無償で貸すということなのですから、その支援する理由というものはどういうものが理由なのでしょう。目的ですね。

○副委員長（浅野貴之君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 先ほども申し上げましたが、地域医療の中核を担うとちぎメディカルセンターの経営安定を図ることが地域医療を守るということにつながることから、医療の安定供給や将来にわたって限りある医療資源を活用して、質の高い医療を将来的に確保するために支援を行っていくということでもあります。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それを一言で言うと公益ということだと思のですが、そういう認識はあるのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 現在は、一般財団としての民間の病院ということになりますが、この地域の公的病院的な役割を果たしているということで、市は再編、統合から支援を行っているということの認識をしております。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 無償の貸付けについて3年の延長とかというのですけれども、3年ごとにこの議会の議決を過去にはやってきましたのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 当初は、一番最初は平成28年度から3年間の更新ということになっています。

○副委員長（浅野貴之君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 持ち出すのがあれかもしれないのですけれども、小野寺北小学校の譲渡とかということがありましたから、ここを無償貸付けをそういうふうに繰り返すというのであれば、無償譲渡みたいな、そういったことは検討はされていないというか、ないのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） とちぎメディカルセンターのほうの経営状況に合わせて、そういったことも含めまして、将来的には逐次経営状況を把握しながら、市としての対応を検討していきたいと考えております。

○副委員長（浅野貴之君） 川上委員。

○委員（川上 均君） では、その譲渡ということも状況によっては考えるということになるということなのですか。

○副委員長（浅野貴之君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 現在のところは、市としてはそういった考えはございませんが、将来的にどうかということは、今後の経営状況と市ととちぎメディカルセンターとの関係もあります

ので、そういったことももしかしたら将来的にはあるかもしれませんが、現在のところは市としてはそういった考えはないということでお答え申し上げます。

○副委員長（浅野貴之君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 小野寺北小に戻ってしまうのですけれども、無償譲渡とか、あとは岩舟の運動公園については無償貸付けということが議決されずにということもありますから、やはりそういう二重基準といいますか、そういった2本立てというのはなくしていったほうが良いというふうに思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 現在のところということで、市はそういったものは、無償譲渡については考えておりません。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第38号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は、退席していただいて結構です。

〔執行部退席〕

○副委員長（浅野貴之君） ここで15分間の休憩を挟みたいと思います。

(午前10時04分)

---

○副委員長（浅野貴之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

---

◎議案第12号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（浅野貴之君） 次に、日程第6、議案第12号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第

9号)の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

神長子育て支援課長。

○子育て支援課長(神長利之君) それでは、令和3年度栃木市一般会計補正予算(第9号)の所管部分につきましてご説明申し上げます。

歳出補正予算部分につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の72、73ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額210万円の増額であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与等について不用額が見込まれるため、補正するものであります。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略をさせていただきます。

次の住民情報管理事務費につきましては、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続をワンストップ化するため、住基システムを整備するための改修委託費を増額するものであります。

次に、78、79ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額4,559万3,000円の減額であります。説明欄1行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でありまして、低所得者の保険税軽減分等である保険基盤安定繰出金については、額の確定に伴い補正増し、人件費繰出金については決算見込額により補正減するものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でありまして、人件費繰出金等について決算見込額により減額するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に対する市の療養給付費負担金でありまして、額の確定に伴い減額するものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金及び地域福祉基金利子の減額、社会福祉振興寄附金の増額による差引きにより、地域福祉基金積立金を増額するものであります。

次に、2目障がい福祉費、補正額7,915万5,000円の増額であります。説明欄の社会福祉施設整備費補助金につきましては、当初見込んでいた事業所からの申請がなかったことから、減額するものであります。

次の福祉タクシー料金助成事業費につきましては、タクシー券の交付者数及びその利用枚数が当初の見込みを下回って推移していることから、減額するものであります。

次の自立支援医療費事業費につきましては、身体障がい児者の障がいの軽減や改善のための医療費の給付を行うものであり、医療費の支出が当初の見込みを上回って推移していることから、増額するものであります。

次の特別障がい者手当等給付事業費につきましては、身体または精神に重度の障がい重複してある障がい者に支給する特別障がい者手当の対象人数が当初の見込みを下回って推移していることなどから、減額するものであります。

次の障がい者自立支援事業費につきましては、障害者自立支援法に基づく自立支援給付等の利用が当初の見込みを上回って推移していることから、増額するものであります。

次の障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、移動支援や日中一時支援、訪問入浴サービスの利用が当初の見込みを下回って推移していることから、減額するものであります。

次の軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費につきましては、対象件数が当初の見込みを上回って推移していることから、増額するものであります。

次に、3目高齢福祉費、補正額2億7,823万2,000円の減額であります。説明欄の介護保険特別会計繰出金につきましては、地域支援事業等の減額に伴い、介護保険特別会計への繰出金を減額するものであります。

次の老人福祉施設等整備事業費補助金につきましては、地域密着型特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホームの施設整備法人の公募を予定しておりましたが、介護給付費の伸びが高くなっているため、2施設ともに公募を行わないこととしたため、減額するものであります。

次の多機関協働包括支援体制構築事業費につきましては、委託している事業所の相談支援包括化推進員が体調不良により事業継続が困難となったことから、令和3年10月末で委託契約を終了したことに伴い、委託料を減額するものであります。

なお、本科目における敬老事業費において一般財源をその他特定財源であるふるさと応援基金に振り替える財源変更に伴う補正予算が含まれております。

次に、80、81ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費、補正額4,838万円の増額であります。説明欄1行目、子ども未来基金積立金につきましては、子ども未来基金への寄附金及びふるさと応援寄附金を基金に積立てするため、増額をするものであります。

説明欄2つ目の民間保育所等一時預かり事業補助金とその次の病児・病後児保育事業費、次の民間保育所等延長保育事業補助金につきましては、今年度の給付費が利用実績により不足が見込まれるため、増額するものであります。

説明欄5つ目の子育てのための施設等利用給付費につきましては、今年度の利用実績が給付費より過少になることが見込まれるため、減額するものであります。

なお、説明欄に記載はされませんが、子ども・子育て支援交付金の補助率変更に伴い、国庫支出金が増額となるため、本科目における保育課一般経常事務費と保育課の会計年度任用職員人件費の財源の内訳が変更となる補正予算及び学童保育事業費において、工事費を繰越しすることに伴う財源補正が含まれております。

続きまして、2目児童措置費、補正額1億3,437万5,000円の減額であります。説明欄の児童扶養

手当支給費と次の児童手当支給事業費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため、減額をするものであります。

次に、3目母子福祉費、補正額983万円の減額であります。説明欄の母子・父子自立支援事業費につきましては、給付金受給者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため、減額をするものであります。

次の母子生活支援施設措置委託費につきましては、施設利用者が当初の見込みを下回り、委託料に不用額が生じる見込みのため、減額するものであります。

次に、5目保育所費、補正額3,300万円の減額であります。説明欄に記載はされませんが、職員人件費のほかに本科目における保育園給食調理業務委託費において、一般財源をふるさと応援基金に振り替える財源変更に伴う補正予算が含まれております。

次に、82、83ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費につきましては、説明欄に記載はされませんが、子ども・子育て支援交付金の補助率変更に伴い、国庫支出金が増額となるため、健康増進課の会計年度任用職員人件費の財源内訳が変更となる補正予算が含まれております。

次に、2目予防費、補正額3億2,446万9,000円の減額であります。説明欄の新型コロナウイルス感染症対策基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金等新型コロナウイルス感染症対策基金への寄附額が当初見込額を上回ったことから、増額補正をするものであります。

なお、本科目における予防接種事業費と新型インフルエンザ対策事業費につきましては、特定財源として国庫補助金等の歳入が見込まれるため、財源内訳が変更となる補正予算が含まれております。

次に、3目環境衛生費、補正額181万5,000円の増額であります。説明欄、墓園管理基金積立金につきましては、その年度の永代使用料の総額及び預金利子は、墓園管理基金条例に基づき基金に積み立てる必要があるため、増額をするものであります。

次に、4目斎場費、補正額1,000万円の減額であります。説明欄、斎場再整備事業費につきましては、新斎場建設地西側進入路排水路整備工事につきまして、見積り時に比べ樹木の伐採量が大幅に減少したこと及び構造物を二次製品にすることで費用を抑えることができたことにより、差金が生じたことから、減額をするものであります。

続きまして、112、113ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費、補正額1,235万6,000円の減額であります。説明欄2つ目の人権教育事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集会所における一部の講座が中止になったことから、講師謝礼について不用額が見込まれるため、報償費を減額するものであります。

歳出部分につきましては以上でございます。

○副委員長（浅野貴之君） 首長福祉総務課長。

○保健福祉部副部長兼福祉総務課長（首長正博君） それでは、続きまして歳入の所管関係部分につ



きましてご説明申し上げます。

48、49ページをお開き願います。14款1項3目1節保健衛生使用料につきましては、196万9,000円の増額であります。説明欄、墓園永代使用料につきましては、当初想定より新規墓所購入者が多かったため、増額したいというものであります。

50、51ページをお開き願います。15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、6,578万円の増額であります。説明欄、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保財政の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金で、額の確定に伴い増額したいというものであります。

次の特別障がい者手当等給付費負担金につきましては、事業費の減額に伴い、国庫負担金を減額したいというものであります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、事業費の増額に伴い、国庫負担金を増額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、8,182万3,000円の減額であります。説明欄、児童入所施設措置費等負担金につきましては、母子生活支援施設措置委託費の補正減に伴い、国庫負担金を減額したいというものであります。

次の児童手当費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出額が減額となる見込みのため、減額したいというものであります。

次の児童扶養手当給付費負担金も同様でございます。

次に、2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、660万円の増額であります。説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化のための住基システム改修費に対する国庫補助金を増額するものであります。

次に、2目1節社会福祉費補助金につきましては、1,258万円の減額であります。説明欄、地域生活支援事業費等補助金につきましては、事業費の減額に伴い、国庫補助金を減額したいというものであります。

次の多機関協働包括的支援体制構築事業費補助金につきましても同様でございます。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、310万8,000円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金（健康増進課）につきましては、子育て世代包括支援センター事業に対する国庫補助金であり、国の交付金交付要綱の一部改正により歳入額の変更が生じたため、増額したいというものであります。

次の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子・父子自立支援給付費の補正減に伴い、国庫補助金を減額したいというものであります。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、学童保育事業費において工事

費を繰り越すことに伴い、国庫補助金を減額したいというものであり、詳しくは繰越明許費で説明させていただきます。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、給付費の補正増に伴い、国庫補助金を増額したいというものであります。

次の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、給付費の補正減に伴い、国庫補助金を減額したいというものであります。

次に、3目1節保健衛生費補助金につきましては、45万6,000円の増額であります。説明欄、感染症予防事業費等国庫補助金につきましては、予防接種事業費及び新型インフルエンザ等対策事業費の一部に対する国庫補助金であります。

52、53ページをお開き願います。16款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、4,680万6,000円の増額であります。説明欄、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する4分の3の県負担金及び国保財政の安定化を図る保険者支援分に対する4分の1の県負担金で、額の確定に伴い、増額したいというものであります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、事業費の増額に伴い、県負担金を増額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、1,542万6,000円の減額であります。説明欄、児童入所施設措置費等負担金につきましては、母子生活支援施設措置委託費に対する県負担金を減額したいというものであります。

次の児童手当負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出額が減額となる見込みのため、減額したいというものであります。

54、55ページをお開き願います。次に、2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、2億833万3,000円の減額であります。説明欄、地域生活支援事業費等補助金につきましては、事業費の減額に伴い、県補助金を減額したいというものであります。

次の難聴児補聴器購入費等補助金につきましては、事業費の増加に伴い、県補助金を増額したいというものであります。

次の地域医療介護総合確保基金施設等整備交付金につきましては、地域密着型特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホームの施設整備を予定しておりましたが、2施設とも公募を繰延べしたため、減額したいというものであります。

次の地域医療介護総合確保基金開設準備交付金につきましては、施設等整備交付金と同様の理由で減額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、83万円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金（健康増進課）につきましては、子育て世代包括支援センター事業に対する県補助金であり、県の交付金交付要綱の一部改正により歳入額の変更が生じたため、減額したいというもの

であります。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、学童保育事業費において工事費を繰り越すことに伴い、県補助金を減額したいというものであります。詳しくは、繰越明許費でご説明させていただきます。

次の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、給付費の補正減に伴い、県補助金を減額したいというものであります。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、給付費の補正増に伴い、県補助金を増額したいというものであります。

56、57ページをお開き願います。17款1項2目1節利子及び配当金につきましては、196万3,000円の減額であります。説明欄3行目、墓園管理基金利子につきましては、墓園管理基金利子の実績に基づき減額したいというものであります。

次の地域福祉基金利子につきましても同様でございます。

18款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましては、1,020万円の増額であります。説明欄、社会福祉振興寄附金につきましては、社会福祉振興寄附金が当初見込みを上回ることから、増額したいというものであります。

次の2節児童福祉費寄附金につきましては、187万9,000円の増額であります。説明欄、児童福祉費寄附金につきましては、先ほどの社会福祉費寄附金と同様でございます。

次に、4目1節保健衛生寄附金につきましては、283万円の増額であります。説明欄、新型コロナウイルス感染症対策寄附金につきましても同様の理由でございます。

58、59ページをお開き願います。19款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、843万1,000円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、令和2年度に繰り出した人件費繰出金等について、決算額の確定に伴い、一般会計に戻入れする必要が生じたことから、増額したいというものであります。

次に、2項9目1節地域福祉基金繰入金につきましては、300万円の減額であります。説明欄、地域福祉基金繰入金につきましては、当初予算で基金繰入れを予定していた事業の減額補正に伴い、繰入金を減額するものであります。

次に、21目1節子ども未来基金繰入金につきましては、315万2,000円の増額であります。説明欄、子ども未来基金繰入金につきましては、学童保育事業費において工事費を繰り越すことに伴い、繰入金を増額したいというものであります。詳しくは、繰越明許費でご説明いたします。

60、61ページをお開き願います。21款3項1目1節社会福祉費貸付金元利収入につきましては、173万円の増額であります。説明欄、災害援護資金貸付金元利収入につきましては、令和元年度貸付分の繰上償還があったことから、増額したいというものであります。

以上で歳入の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第3表、繰越明許費補正（追加）の所要関係部分につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが、9ページをお開き願います。1段目の住民情報管理事務につきましては、転出・転入手続ワンストップ化システム改修委託料について、改修完了が次年度になる見込みのため、繰越しをするものであります。

次の社会福祉施設整備費補助金につきましては、助成対象の施設工事がコロナ感染症の影響で資材調達が困難になるなどの理由で年度内に完了することができず、補助金の交付を行えないことから、次年度に繰越しをするものであります。

次の学童保育事業につきましては、新年度から西方小学校内に移転する西方児童クラブのエアコン設置工事が半導体の不足により、年度内に完了しない可能性があることから、繰越しをするものであります。

なお、繰り越したことによりまして、次年度の工事となる場合は子ども・子育て支援交付金の対象でなくなることから、歳入でも説明のとおり、財源につきましても子ども未来基金からの繰入金に財源補正したいというものであります。

次の墓園再整備事業につきましては、合葬墓ほかの実施設計業務において、当初土木工事として積算をしておりましたが、計画している構造が建築物に該当するため、建築工事としての積算で設計を見直す必要が生じ、年度内の事業が完了しないことから、次年度に繰越しをするものであります。

以上をもちまして、議案第12号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第9号）の所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○副委員長（浅野貴之君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、歳入のほうで57ページ、社会福祉振興寄附金と児童福祉寄附金、コロナ対策の寄附金ということで、これは民間の方から市にいただいたというふうに理解するのですが、もしよろしければ、寄附者の方が了承しているのであるならば、その方のお名前というものを教えていただければと思います。

○副委員長（浅野貴之君） 首長福祉総務課長。

○保健福祉部副部長兼福祉総務課長（首長正博君） 社会福祉費寄附金の部分のところでございますが、実は西方出身の方から大口の寄附がございました。ただ、お名前等につきましては伏せさせていただくというような、そんな部分のところでのお話がございましたので、西方であるとか北部地域の地域福祉の関係にということで、都合何年間かにわたってということなのですけれども、ある程度大きな額のご寄附をいただくような方がおりましたので、その方の寄附が主なものでございます。

○副委員長（浅野貴之君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 児童福祉費寄附金のところになりますが、そちらにつきましてはライオンズクラブ様からの寄附と、名前公表していますので、オオアク建装工業様、それと五月女博勇様、あと匿名希望の方からの寄附金になります。

○副委員長（浅野貴之君） 小島新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室長（小島 清君） コロナの関係の寄附金についてご説明いたします。

企業様から4件の寄附がありまして、2件につきましては公表していませんので、大口の2件についてお答えいたします。1件がサカエ工業栄友会様から50万円、TKC様から250万円の寄附をいただいております。

以上です。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 歳入の部分で51ページ、それから県の補助金のほうでも55ページのほうなのですが、社会福祉費補助金で地域生活支援事業費等補助金、この2つ、上も下もなのですけれども、事業費の減額のためということなのですが、これの説明をもう少しお願いいたします。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） お答え申し上げます。

地域生活支援事業費につきましては、訪問入浴サービスというものと、あと手話通訳の派遣と移動支援の委託、あと日中一時支援の委託と大きく分かれております。そのうちというか、ほぼ全部利用者数がちょっと減っております、そのために減額ということになっております。

以上のようによろしいでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） それは、コロナの感染の影響によるということの解釈でよろしいのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） お見込みのとおりでございます。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 関連でお尋ねします。

多分支出でいくと79ページの中段の障がい福祉費の下から2番目なのかなと思うのですけれども、そこでよろしいでしょうか。まず、お尋ねします。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） お見込みのとおりでございます。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その中で日中一時、移動支援、入浴、手話通訳ということで、減ったのはこのうちどこなのでしょう。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 先ほどもお答え申し上げましたように、全項目で減っております。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 一番減少が大きいのはどこなのでしょう。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 金額といたしましては、項目の中では日中一時支援の委託費が一番減っております。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ちなみに、幾らぐらいでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） あくまでも見込みでございますが、約900万円弱減っております。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 日中一時に関しては、コロナというのが主な理由だということなのですが、そういうふうには行っていないのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 日中一時支援の利用につきましては、サービス利用等計画の中に入っておりますので、行政があえて抑制しているということはありません。

以上です。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その中で、サービス利用等計画を出すときにこんなに必要なというような指導はしていないのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） サービス等利用計画につきましては、利用者様本人と、あとサー

ビス利用等計画を作成する相談支援専門員さんを含めて了解を得て、実施しているところでございます。それを週で申請していただくということで確認させていただいておりますので、その上で行政のほうでこれ以上を使うかどうかということにつきましては、原則行っていないと想定しております。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 本人の希望と、それサービスを定める、いわゆるケアマネジャー的な相談員の方なのですけれども、の中で決まれば、それは行政は基本的に通していくという方向なのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 100%とは申し上げますが、前年度等の利用状況等を含めまして、その数字につきましては決定させていただいておりますので、そちらの関係に関しましてはそもそもその利用の計画を出していただくときに、ご本人様のご承諾を得ているということが前提となっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○副委員長（浅野貴之君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 73ページの転出・転入手続ワンストップ化システムの改修委託料ということなのですけれども、それが歳入でも51ページにあり、繰越明許としても出てきているのですけれども、これそもそもいつやる予定だったのか、突然出てきたものやら教えていただきたいと思えます。

○副委員長（浅野貴之君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） こちらのワンストップ化補助金のことにつきましては、国のほうから示されたのが本当に予算編成が終わってからでして、市のほうでも実際3年度は厳しいということで、4年度の当初予算への計上はできないかというご相談もしたのですけれども、できる限り早期に全国で実現できるようにという国の方針で、令和3年度の補正予算で計上するようにとの指示があって、今回要求をしたものでございます。

○副委員長（浅野貴之君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 了解しました。国のほうの指示も遅いということで、いろいろ迷惑を被っているのだと思うのですが、ただいい方向に行くものだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 関連でお尋ねします。

マイナンバー所有者が、項目から見るとワンストップでできますよということなのだろうですけれども、これはマイナンバー持っていればそれができますよというのが売りだったと思うのですが、何を改修するのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） こちらは、住民記録システムにワンストップ化に必要な機能を追加するためのシステムの設計、開発、テスト等の一連の工程に要する経費でございます。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 81ページになります。先ほどの障がいの方の支援ということが減額になったわけなのですが、こちらでは子供たちの3つ、民間保育所、病児・病後児、それから民間保育所の延長事業費というのが実績が上回ったということになっておりますけれども、この要因についてお尋ねします。

○副委員長（浅野貴之君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） まず、1番目の民間保育所等一時預かり事業補助金につきまして、こちらは補助金の交付単価が当初予定していたより多くなったということ、また利用児童数が見込みより多いため、今回補正をさせていただいたというものでございます。

2点目の病児・病後児保育事業につきましても、令和2年度中の単価や実績で支払額を当初算出して令和3年度の予算を計上したのですが、実際のところ令和3年度におきまして単価が増額したこと、また利用児童数が当初見込みより多かったため、増額補正したというものでございます。

また、3つ目の民間保育所等延長保育事業補助金、こちらにつきましても先ほどの事業費と同様、単価や利用実績等を勘案して増額補正をさせていただくというものでございます。

○副委員長（浅野貴之君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 先ほど説明いただきました実績を上回った、その要因についてお尋ねしたいのです。

○副委員長（浅野貴之君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 今回利用者の増もあったのですが、一番大きなものとしましては基準単価が、例えば民間保育所一時預かり事業補助金について申し上げますと、こちらについては一般型というものの利用がありまして、こちらについては年間の延べ利用児童数300人を境としまして、基準額が大きく変わります。それで、今回当初予算におきまして、こちらの一般型で300人未満の基準で見ておったものが、300人以上が見込まれるということで計上させていただいたので、増額になったわけなのですが、今回利用者が多くなった背景等につきましては、こちらでははっきりした分析はちょっとできていないところでございます。

○副委員長（浅野貴之君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 補正予算ですから、金額のことについてお尋ねするのは当然だと思うのですが、その背景というのが大事なことだと思うのです。先ほど障がいの方はコロナでいろいろな形で少なくなった、でもこちらの子供のほうは単価が300人超えると上がるということもあるに



しても、コロナの中でそのような需要があるということは、今後の予算編成のときにも勘案していかなくてはいけないのかなというふうに思ったので、お尋ねしたのです。ですから、この補正予算でこういうふうになってくればいいということでもありますけれども、今後の状況も考えていったときに大きな要因をやっぱり分析しておくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 今回主な要因等につきまして単価が、基準額が変わったということで申し上げたわけなのですが、利用者が増えた要因等につきましては、今後十分内容を精査しながら補正予算の要求等をさせていただきたいというふうに思います。申し訳ございませんでした。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） では、関連するのですけれども、病児保育ですか、利用人数というか、利用者数みたいなのはわかりますか。

○副委員長（浅野貴之君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 令和3年度中はまだ進行中でございますので、直近で令和2年度の利用実績について申し上げます。

まず、病児対応型、こちらにつきましては大平にあるフォレストキッズ保育園に業務委託をしておるわけなのですが、延べ利用が病児対応型が69名。

あと、病後児対応型、こども園さくらなのですが、こちらにつきましては昨年度につきましては利用者は少なく、1名という状況でございました。

あと、最後、体調不良児対応型、こちらとちぎメリーランド保育園なのですが、令和2年度、延べ78名の利用でございました。

以上でございます。

○副委員長（浅野貴之君） 川上委員。

○委員（川上 均君） そうしますと、年々利用者は増えている傾向なのですか。

○副委員長（浅野貴之君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 令和2年度に関しましてはコロナ等の影響があり、前年度、令和元年度の実績等と比較しますと利用者は減ってきている状況です。現在、令和3年度におきましてもどちらかというとコロナの影響で病児・病後児保育等の利用者は若干ではありますが、少ない傾向にあるかなというふうに分析しております。

○副委員長（浅野貴之君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 同じく81ページで、児童扶養手当の支給費と、あと児童手当支給事業費、この2つが対象者が下回ったということで減額なのですけれども、大体対象者というのはそうは相違はないと思うのですが、ここはどういうことなのですか。

○副委員長（浅野貴之君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） まず、予算編成する上においては年度内に対象人数変動しますので、多少多めには見込んでおります。ただ、傾向としましては昨年度と比べましても若干人数は減っている傾向にあります。来年度当初予算は、そういったものを加味して計上はしているのですが、当初予算はちょっと多めに、実際の人数は減少傾向にあるということになります。

○副委員長（浅野貴之君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 減額が多いなと思ってちょっと気になりました。

また別なことでよろしいですか。

○副委員長（浅野貴之君） どうぞ。

○委員（古沢ちい子君） 49ページお願いいたします。衛生使用料のところ、墓園の永代使用料のところ歳入になっているのですが、この新規墓所購入者が増えたということになっていますが、何人ぐらい増えたのか教えてください。

○副委員長（浅野貴之君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） こちらにつきましては、12区画を販売した実績ということになっております。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 58、59で、繰入金、19款ですね、2項21目、説明では学童の工事を繰り越したため、315万2,000円繰り入れたということになると思うのですが、これはどういうことなのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 松本子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） こちらにつきましては、先ほど繰越明許のほうの説明でも若干触れたかと思えますけれども、エアコンの工事が半導体の不足で年度内に完了できない見込みがあったものですから、その場合子ども・子育て交付金の対象でなくなるということで、ちょっと県に確認をしまして、その手当としまして子ども未来基金からの繰入れということで、財源補正をお願いするというものでございます。こちらにつきましては、12月の補正で予算を認めていただきまして、1月末に入札、2月に契約して、その時点では半導体の不足という状況で繰越明許をお願いしているような状況だったのですが、これ直近の最新の状況でエアコン製品の入荷のちょっと見通しが出てきているような状況となっております。そのようなことなものですから、年度末ぎりの工事になるものですから、ちょっと繰越しのほう、この繰入金、財源補正のほうは認めていただきまして、工事がもし無事完了しましたら、基金のほうは使わずに交付金の補助を受けたいというふうにとちょっと考えております。

以上でございます。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 79ページの下から2段目の老人福祉整備事業補助金なのですが、グループホームと地域密着ということで、これはどういう要因でこういう形になったのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） お答え申し上げます。

地域密着型、それからグループホームの2件でございますが、そちらのほうにつきましては第8期計画ということで令和5年から令和7年までを1クールとしての8期計画の中でうたわれているものでありまして、本来その中で作り上げていくものなので、来年、再来年度に公募をするというような形になります。

その理由として、なぜ給付費が伸びているかというようなところなのですが、第8期計画を計画作成するに当たって、基金を随分取り崩しまして、6,000円台の5,996円でした。という保険料にいたしております。その保険料については、今介護保険を維持するぎりぎりの状態、あるいはもしかしたら足りなくなるような状態の中で推移して、基金をかなり投入して今基金がほとんどない状態ではあります。その中で大型の施設、29床の施設を年度当初に造ってしまうとその部分が出ていってしまうということもありまして、令和5年度、令和6年度において計画を若干後ろに、令和5年度、令和6年度という形で後ろに伸ばすために今回減額補正というものをしたものでございます。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 令和3年度の補正ですよ、今話をしているのは。当初予算なり、途中なんかの補正で2億円というのをつけていたけれども、令和5年度の工事のために減らすということなのですか。

○副委員長（浅野貴之君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） その補助金については、県から10分の10の補助金でございますので、本来令和3年度の予算につけていたのですが、その後の公募が先延びになったということで後ろに回したものでございます。

○副委員長（浅野貴之君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 79ページの福祉タクシー料金助成事業費が減額になっているわけなのですが、当初いつも増額に入ってくるのかなと思うのですが、今回はどのような要因なのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） こちらもコロナの関係で外出の抑制ということが大きな要因となっております。

以上です。

○副委員長（浅野貴之君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） ワクチン接種のときにも使ってもということも、タクシー券を、出ていたと思いますけれども、それも併用しながらということもあっても、やっぱり外出を控えていたということなのですね。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） お答えします。

ワクチン接種に際してのタクシー助成につきましては、こちらの福祉タクシー券の助成とは別で予算化されております。そのときに併用して使ってよろしいということではあったのですけれども、伸びはそれほどではありませんでした。

○副委員長（浅野貴之君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） この午後に分科会ありますけれども、当初予算で今までどおりきつとタクシー券も計上なさってくると思いますが、今回は特別ということもありますので、その辺も、これだから、減っていくのかなってちょっと心配したものですから、その確認をさせてください。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） 申し訳ありません。今のご質問の意図が、ちょっともう一度お願いできますか。

○副委員長（浅野貴之君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） すみません。今回の補正予算で減額になったことが要因でコロナだということのお答えいただきましたけれども、当初予算の午後の分科会では通常どおりこの計上がなっておりますが、ここを考えて、また減らしていこうというふうにならないですよということの確認です。

○副委員長（浅野貴之君） 廣田障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（廣田智之君） お見込みのとおりでございます。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 9ページ、繰越明許で4款の衛生費で実施設計が土木から建築にという非常に何というような感じなのですが、その詳細というのはどういことなんでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） こちらにつきましては、墓園の再整備の管理棟の設計と合葬墓の設計ということで2つあったわけなのですけれども、この合葬墓の設計のほうが最初土木工事として積算していたのが建物ということであったということは説明をしたのですが、このほかに実際地下というか、この土台のことを調査した結果、硬い岩盤があるはずだったのがちょっとなかったということなので、追加の調査をさせてほしいというような話がありまして、その辺を踏まえて追加調査を

行うことを予定しましたので、当該年度内に終わる見込みができなくなったということで、合葬墓の設計の部分についての額を繰越しをさせていただきたいと考えているところです。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 何となく今の話だと、土木から建築工事という逆かなという気もしないでもないですが、端的にお聞きしますけれども、このことによって予定に変化はありますでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） こちらにつきましては4月、5月中には設計は終わる見込みということですので、合葬墓の整備そのものには影響がないと考えております。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 当初の予定と変わらないということでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） そのとおりでございます。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） すみません。先ほどの内海議員の回答なのですが、私のほうで第8期計画の年度を令和4年、令和5年、令和6年とか令和5年、令和6年、令和7年とかという話をしてしまって、ちょっと惑わせてしまったので、令和3年度の今補正ですよということでお話を聞いて、はっと思いまして、8期計画については令和3年、令和4年、令和5年の3年間ということになりますので、令和3年度のものについて令和4年度に移行するために1年ずらすというような形になりますので、8期計画の時期が令和3年度、令和4年度、令和5年度の3年間の1クールの計画だということはずれて申し上げたので、ちょっと話がかみ合わないところがあったと思いますが、大変申し訳ありませんでした。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今の説明を聞いて思ったのですけれども、この2億円というのはそういう事業計画がありますよということで県から2億円来た、だけれども市がやらなかったということでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 県につきましては、県10割の負担ですので、その3年間いつでもやれるようにということで令和3年度に出したところなのですが、市の状況として公募を1年ずらしたためにそれが1年後ろに行ったということで県からの10割の補助を減らすという、そういう形になります。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（浅野貴之君） 次に、日程第7、議案第13号 令和3年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） ただいまご上程いただきました議案第13号 令和3年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の15ページをお開きください。

令和3年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ850万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億103万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、140、141ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額850万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の給料、共済費について不用額が見込まれるため、

減額補正するものであります。

142、143ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、補正はありませんが、歳入の補正に伴いまして、財源内訳が変更になるものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、138、139ページにお戻りください。5款1項1目2節特別交付金、補正額3,198万円の減額であります。説明欄、栃木県版保険者努力支援分につきましては、交付見込額の減に伴いまして、減額補正するものであります。

次に、7款1項1目1節保険基盤安定繰入金、補正額3,198万円の増額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する繰入れでありまして、次の保険者支援分については国保財政の安定化を図るため、低所得者の人数に応じて繰り入れるものであります。それぞれの額の確定に伴いまして、増額補正するものであります。

2節その他一般会計繰入金、補正額850万円の減額であります。説明欄、人件費繰入金につきましては、職員人件費の減額に伴い、一般会計からの人件費繰入れについて減額補正するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○副委員長（浅野貴之君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第13号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（浅野貴之君） 次に、日程第8、議案第14号 令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） ただいまご上程いただきました議案第14号 令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の19ページをお開きください。

令和3年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,330万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、156、157ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額950万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては職員課所管となりますが、職員の給料、共済費、手当等について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の県市町村総合事務組合負担金退職手当につきましても職員課所管となりますが、人事異動の人員配置に伴い、不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

158、159ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者健診事業費、補正額29万円の増額であります。説明欄1行目、高齢者歯科口腔健診事業費につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入する市負担金について不足が生じることが見込まれるため、増額補正するものであります。

次に、160、161ページをお開きください。4款2項1目他会計繰出金、補正額834万1,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、令和2年度に一般会計より繰り入れた人件費繰入金等について決算額の確定に伴い、一般会計に返還する必要が生じたため、増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、154、155ページにお戻りください。4款1項1目1節事務費繰入金、補正額1,002万4,000円の減額であります。説明欄、人件費繰入金につきましては職員人件費の減額に伴い、一般会計から人件費繰入金を減額補正するものであります。



次の保健事業費繰入金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合からの高齢者歯科口腔健診事業費負担金の増額に伴い、一般会計からの保健事業費繰入金を減額補正するものであります。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金、補正額834万1,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、令和2年度決算剰余金でありまして、決算額の確定に伴い、増額補正するものであります。

次に、6款4項4目1節後期高齢者健診事業費負担金、補正額81万4,000円の増額であります。説明欄、高齢者歯科口腔健診事業費負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合からの事業費負担金の増額に伴い、増額補正するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○副委員長（浅野貴之君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 157ページで、人件費が750万円減ということは、そして細目の部分で退職金だとかという、退職金関係ないか。広域連合に出している職員を引き揚げたとか、そういうものなのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 広域連合に派遣している職員につきましては現在2名で、同じであります。派遣されている職員の給料等々ありますので、その辺で派遣された職階と申しますか、そういうのもあると思えますので、その辺で変更になったのだと思えます。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、人員に変化はないということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（内海まさかず君） 大丈夫です。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） では、159ページですか、歯科健診、口腔健診ですけれども、これはやっぱり健診を受診した方が多くなったというようなあれでいいのでしょうか。

○副委員長（浅野貴之君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） そういうことではなくて、あくまでこれ事業費の広域連合に納める事業費納付金のほうに変更になったということで、今回補正として上げさせていただいているということでございます。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第14号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（浅野貴之君） 次に、日程第9、議案第15号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第6号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第15号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第6号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の23ページをお開き願います。令和3年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,373万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億2,758万6,000円とする。

第2項、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の176ページ、177ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の説明欄、職員人件費の補正額は5,350万円を減額するというものがあります。職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与等について不用額が見込まれるため、補正をするものでございます。説明欄、区市町村総合事務組合負担金（退職手当）の補正額は、600万円減額するというものであります。区市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、職員課所管となりますが、同負担金について不用額が見込まれるため、補正をするものであります。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

説明欄、会計年度任用職員人件費（高齢介護課）の補正額は、300万円を減額するというものがあります。会計年度職員人件費につきましては、同人件費について不用額が見込まれるため、補正するものでございます。

続きまして、178ページ、179ページでございます。1款3項1目介護認定審査会費の補正額は、400万円を減するものであります。説明欄、介護認定審査会事務費は、新型コロナウイルス感染の拡大防止のために取られた介護認定の臨時的な取扱いによる措置に伴い、不用となった関連費用を減額補正したいというものであります。

続きまして、180ページ、181ページでございます。2款1項1目居宅介護サービス給付費は、5,520万円を増額するものであります。説明欄、居宅介護サービス給付費は、居宅介護サービス利用者が当初の見込みを上回ることから、増額したいというものでございます。

2款1項3目地域密着型サービス給付費は、7,502万円を増額するものであります。説明欄、地域密着型介護サービス給付費は、地域密着型サービスの利用者が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものでございます。

続きまして、182ページ、183ページをお開きください。2款2項1目介護予防サービス給付費は、710万円を増額するものであります。説明欄、介護予防サービス給付費は、要支援の利用者が当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものです。

2款2項3目地域密着型予防サービス給付費は、20万円を増額するものであります。説明欄、地域密着型介護予防サービス給付費は、地域密着型介護サービスの利用が当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものであります。

続きまして、184ページ、185ページをお開きください。2款4項1目高額介護サービス費は、1,252万円を増額するものであります。説明欄、高額介護サービス費は、高額介護サービスの利用者が当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものでございます。

続きまして、186ページ、187ページをお開きください。4款1項1目介護給付準備基金積立金は、

1億3,023万5,000円を増額するものであります。説明欄、介護給付費準備基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の額が当初見込みを上回ることから、増額補正をしたいというものであります。

補正予算書188ページ、189ページを御覧ください。5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の説明欄1行目、訪問型サービス事業費は、指定事業所による訪問型サービスの利用者が当初見込みを下回ったため、国保連合会へ支払う訪問型サービス負担金を減額補正したいというものであります。

同じく説明欄2行目、通所型サービスの事業費は事業委託により、試行的に実施してきた短期集中通所型サービス実施方法の見直しによるサービス提供体制が整わなかったことや指定事業所による通所型サービスの利用者が当初見込みを下回ったため、減額補正したいというものであります。

同じく説明欄3行目、高額介護予防サービス相当事業費は、自己負担額を超える利用者数が当初の見込みを下回ったため、減額補正したいというものであります。

なお、財源内訳につきましては、ただいまの補正と併せて国の保険者機能強化推進交付金及び介護保険事業者努力支援交付金の増額による一般財源への充当も行うものであります。

5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の説明欄1行目、介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業のサービス利用者が当初見込みを下回ったため、減額補正したいというものであります。

190ページ、191ページをお開きください。5款2項1目一般介護予防事業費の説明欄1行目、はつらつセンター委託事業費は、事業の申請が当初見込みを下回ったため、減額補正したいというものであります。

同じく説明欄2行目、地域介護予防活動支援事業費は、いきいきサロン運営補助金の申請が当初見込みを下回ったため、減額補正したいというものであります。

同じく説明欄3行目、地域リハビリテーション活動支援事業費は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体による通いの場等へのリハビリ専門職の派遣の見込みがないため、減額補正としたいというものであります。

192ページ、193ページをお開きください。5款3項2目権利擁護事業の説明欄1行目、権利擁護事業は本年度専門職チームの派遣を要する案件が発生していないことから、減額補正したいというものであります。

5款3項4目任意事業の説明欄1行目、在宅成年後見人制度利用支援事業費、これにつきましては事業の利用が当初見込みを下回ったため、減額補正したいというものであります。

5款3項5目在宅医療・介護連携推進事業費の説明欄1行目、在宅医療・介護連携推進委託費は報償費、印刷製本費及び通信運搬費について本年度中の執行見込みがないため、減額補正したいというものであります。

○副委員長（浅野貴之君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君）　続きまして、歳入についてご説明いたします。

172ページ、173ページをお開きください。4款2項1目調整交付金は、218万9,000円を減額するものです。説明欄、総合事業は事業費の減額に伴い、国の交付金を減額補正したいというものです。

次の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、875万3,000円を減額するものです。説明欄、現年度分は総合事業の減額に伴い、国の交付金を減額補正したいというものでございます。

次の3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、240万2,000円を減額するものです。説明欄、現年度分は地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業の減額に伴い、国の交付金を減額補正したいというものです。

次の5目保険者機能強化推進交付金は、448万8,000円を増額するものです。説明欄、保険者機能強化推進交付金は、市が高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を充実して行うため、地域支援事業に充当する交付金であり、市の取組に応じた評価が見込みより高かったため、増額補正したいというものであります。

次の6目介護保険保険者努力支援交付金は、714万8,000円を増額するものです。説明欄、介護保険保険者努力支援交付金は、市が高齢者の介護予防、健康づくりに必要な取組を充実して行うため、地域支援事業に充当する交付金であり、市の取組に応じた評価が見込みより高かったため、増額補正したいというものでございます。

次に、5款1項2目地域支援事業支援交付金は、1,181万7,000円を減額するものです。説明欄、現年度分は総合事業の減額に伴い、社会保険診療報酬支払基金の交付金を減額補正したいというものでございます。

続いて、6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、547万1,000円を減額するものです。説明欄、現年度分は総合事業の減額に伴い、国の交付金を減額補正したいというものでございます。

次の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、120万1,000円を減額するものです。説明欄、現年度分は地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業の減額に伴い、国の交付金を減額補正したいというものでございます。

174ページ、175ページをお開きください。9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、547万1,000円を減額するものです。説明欄、現年度分は総合事業の減額に伴い、一般会計繰入れを減額補正したいというものでございます。

次の3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、120万1,000円を減額するものです。説明欄、現年度分は地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業の減額に伴い、一般会計繰入金を減額補正したいというものでございます。

次の4目その他一般会計繰入金の説明欄、職員給与費等繰入金は5,950万円を減額するものです。

説明欄、職員給与等繰入金は職員給与の減額に伴い、職員給与繰入金を減額補正したいというものでございます。説明欄、事務費繰入金は700万円を減額するものです。説明欄、事務費繰入金は介護認定審査会事務費等の減額に伴い、事務費繰入金を減額補正したいというものでございます。

次に、10款1項1目繰越金の説明欄、前年度繰越金は1億710万1,000円を増額するものです。前年度繰越金が見込みより増額となるため、増額補正したいというものです。

以上で令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（浅野貴之君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） ではまず、187ページということで、基金が積み立てられるほどあるということでもよろしいのですか。

○副委員長（浅野貴之君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 介護保険の積立金につきましては、令和3年、令和4年、令和5年が8期計画におきまして、その3年度で保険料を徴収して行っておりますが、今回令和3年度は初年度ですので、ここで積立金がないと2年目の4年目で積立金がほぼない、3年目の5年目で積立金を取り崩すというような形になりますので、この時点で積立金があるということは当初の予定どおりかと思えます。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 193ページですか、在宅の成年後見人制度、利用者といいますか、人数というか、見込み数と到達数というのは分かりますか。

○副委員長（浅野貴之君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 今回補正をさせていただいた部分につきましては、報償金につきましては成年後見をしている方で、自分の資産から報酬が払えない場合、市の補助として報償金を出しているという部分になるのですが、今回当初8名を予定していたのですが、今回5名に変更するというので、ちなみに令和2年度の決算につきましては6名でございました。今年度中に1名亡くなったということで、5名にするという形になっております。

以上です。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第15号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（浅野貴之君） 次に、日程第10、議案第16号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） ただいまご上程いただきました議案第16号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の27ページをお開きください。令和3年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,334万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、206ページ、207ページをお開きください。1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の補正額200万円を減額するものでございます。説明欄の介護予防ケアマネジメント委託費につきましては、居宅介護支援事業所へ支払う介護予防ケアマネジメント委託料が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、204ページ、205ページをお開きください。1

款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費収入の補正額200万円を減額するものです。歳出の委託費の減額に対応し、事業費収入を減額補正したいというものでございます。

以上で令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（浅野貴之君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第16号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○副委員長（浅野貴之君） ここで暫時休憩いたします。

（午前11時53分）

---

○副委員長（浅野貴之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

---

◎陳情第1号の上程、採決

○副委員長（浅野貴之君） 次に、日程第11、陳情第1号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス



ス感染予防に関連する強要は違法行為であることを市民及び、職場、学校への周知徹底の陳情を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

岩川書記。

〔書記朗読〕

○副委員長（浅野貴之君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。

いかがですか。

せっかくですので、各委員さんからご意見をいただきたいと思っております。小平委員、いかがでしょうか。

○委員（小平啓佑君） 私の意見といたしましては、ちょっと文章の語気が強いというか、弱者への配慮というのはもう社会の至るところで行政も含めて、学校、会社というところで十分に伝わっているかと思っております。そういった中で、強要は違法行為であるという認識は持てるのですが、さらに周知徹底をしていくということがちょっとなじまないという考えを私は持っているというところでは。

以上です。

○副委員長（浅野貴之君） 川上委員、いかがでしょうか。

○委員（川上 均君） 陳情の中にPCR検査キットの問題というのが指摘されていますけれども、やはり高齢者施設でのクラスターとか、そういったことが実際にもうどんどん起こっているわけですから、こういった検査キットで防御していくというのは非常に大事な事なのではないかなというふうに思います。

また、マスクの衛生という点では、やはり新しいマスクを定期的に取り替えるということも必要であるし、マスクの感染防止効果というのは認められていると思っておりますので、そういったものを過度に抑制するというのはちょっとまずいのかなというふうに思います。ちょっと陳情としては、問題が多いかなというふうに思います。

○副委員長（浅野貴之君） 古沢委員、いかがでしょうか。

○委員（古沢ちい子君） この陳情もそうなのですが、12月の陳情も含めて研究会も民生委員会でやりましたとおり、やはり今回の陳情に対しましてもこの趣旨を見てもこの趣旨を見ても、強要ということがかなり何度も書かれておりますが、強要ということは社会の中ではそういうことはないというふうに感じておりますし、この陳情の内容に対しましては賛同はできないという思いでおります。

○副委員長（浅野貴之君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 陳情者が言いたいことというのはよく分かるのですが、この内容を見ると、例えば労基署とかに市議会からというのはなじまないのかなというふうに思っています。この内容を市の中に限るとか、そういうふうなものがあればできるかなというふうには思っていますが、ちょっとこの陳情に関しては採択できないかなというのが私の意見です。

○副委員長（浅野貴之君） 千葉委員、お願いします。

○委員（千葉正弘君） まず、ここに出してきた資料の中で、どこかの市に出したやつを修正して出したりしているのと、それから字も抜けているところがあったりするのです。そういうところから見ても、真剣に読む気がなくなってきてしまうようなところが実はあるのです。見方もどうしても一方向からの見方が強いような気がするのです。言いたいことが分からなくはないけれども、でも例えば強要の面でいえば、さっき古沢さんも言っていましたけれども、そういう状況をほとんど我々目にすることはありませんし、それが大きく問題だって思ったこともないし、したがってこの陳情にはなかなか賛同はできないなというのが現時点の気持ちです。

以上です。

○副委員長（浅野貴之君） ありがとうございます。委員さん全員からご意見をいただきましたので、早速採決に移りたいと思います。

ただいまから陳情第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○副委員長（浅野貴之君） 起立少数であります。

したがって、陳情第1号は不採択とすべきものと決定をいたしました。

---

#### ◎陳情第2号の上程、採決

○副委員長（浅野貴之君） 次に、日程第12、陳情第2号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底と被害者相談窓口の設置に関する陳情を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

岩川書記。

〔書記朗読〕

○副委員長（浅野貴之君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言願います。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） この陳情に対しましても、私はもう反対の立場でございます。ここの陳情の趣旨にもありますように、市民の方が正確な判断やということに対しては、リスクもベネフィットも両方よくご存じだということが1つ、そして情報の開示も本市にとってはコロナワクチン、コロナ感染に対しての情報開示はずっと行っておりますし、情報提供もしております。

もう一つ窓口設置ということもご要望にあるようなのですけれども、被害者、副反応になったときに市が窓口となって国と県と情報共有しながら救済やっていくということになっておりますので、特段そこで市に特設の窓口をしなくてもスムーズにいくかなというふうに感じておりますので、この陳情の理由に対しましては極端な思い込みがあるのかなというふうに感じまして、反対させていただきます。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ないようですので、ただいまから陳情第2号について採決をいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） 失礼、内海委員。

○委員（内海まさかず君） 討論をさせていただきたいと思います。

私は、この陳情第2号に関しては採択してもいいのかなというふうに思っております。理由は、やはりワクチンを受けるというのは個人の意思で受けるものです。その際に判断するのは、やっぱりここに書かれているようにリスクとベネフィット、これ両方知った上で本人が選択すべきだと思いますので、ベネフィットの部分というものはある程度というか、宣伝されておりますが、リスクの部分というものに関してはまだ十分に知らされている状態ではないと私も思いますので、相談窓口を市内につくれという部分は、陳情の理由の2のところがあるのですが、相談窓口へのアクセスも接種と同等以上の容易さが確保されていないとというのは、これはちょっと行き過ぎなのかなという思いはあるのですけれども、でも実際ワクチンを受ける市民の方が自分の意思で受ける、受けないというものを決める判断として、リスクとベネフィットというものはきちんと情報公開されるべきだと思っておりますので、私はこの陳情には賛成いたします。

○副委員長（浅野貴之君） ほかにありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） では、陳情は採択するという立場でお話ししたいと思います。

陳情者が言っているリスクとベネフィットとかインフォームド・コンセント、あと相談窓口ですか、当然遠慮なく市のほうに相談をしたほうがいいというふうに思いますので、基本的な方向性としてはいいのかなというふうに思います。

また、前回の陳情者と今回の陳情者が同一の方だと思いますので、また否決するとまた次の議会で何か陳情を出してくるのではないかなということもありますので、賛成はしますけれども、一応

委員会としてというか、委員長としてアドバイスを、市長宛てといたしますか、市宛てに申入れみたいな形で、今後やったほうがいいのではないですかというようなアドバイスをしたほうがいいのかなということです。もっともな点は、市でもそれは改善するところは改善するということは当然見込まれることですから、今後陳情ではなくて市のほうに申入れとか懇談をしていくのが妥当ではないかなと思いますので、そういった方向で委員会としても何かアドバイスを陳情者にさせていただければいいのかなというふうに思います。

○副委員長（浅野貴之君） 川上委員ご提案の件については、正副委員長で後日協議をしたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅野貴之君） ないようですので、ただいまから陳情第2号について採決をいたします。お諮りいたします。

本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛 成	川上 均	内海まさかず	〕
	反 対	小平啓佑	古沢ちい子 千葉正弘	

○副委員長（浅野貴之君） 起立少数であります。

したがって、陳情第2号は不採択とすべきものと決定をいたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○副委員長（浅野貴之君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 1時21分）